



暮らしの『相談室』

2月中旬～3月上旬

■行政相談・人権相談【要予約(3開庁日前)】

日時：2月17日(火)午前10時～正午
場所：役場3階301会議室
問合せ：役場総務課☎ 296-1214

■行政書士無料相談会【要予約】

日時：2月19日(木)午前9時～正午
主催・場所・問合せ：鳩山町商工会☎ 296-0591

■行政書士による無料相談会【要予約(3開庁日前)】

日時：2月25日(水)午前10時～正午
場所：役場3階304会議室
問合せ：役場総務課☎ 296-1214

■こころの健康相談【要予約】

町保健センターでは臨床心理士や保健師による相談を実施しています。

対象：町内在住の方

日時：3月4日(水)午後1時30分～
申込期限：2月27日(金)
場所・申込・問合せ：町保健センター☎ 296-2530

■ニュータウンふくしプラザ保健師相談会

日時：3月9日(月)午前10時30分～11時30分
場所：ニュータウンふくしプラザ
内容：町の保健師による血圧測定や健康に関する相談
問合せ：町保健センター☎ 296-2530

■生活困窮者自立相談(生活保護受給者は除く)

日時：月～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前8時30分～午後5時
場所・問合せ：アスポート相談支援センター埼玉西部・毛呂山出張所
☎ 080-2274-1445、FAX295-0603

■生涯学習相談

日時：毎週木曜日午後1時～4時
場所・問合せ：町教育委員会事務局☎ 296-1263

■消費生活相談

日時：毎週木曜日午前10時～正午、午後1時～3時
場所・問合せ：役場産業振興課☎ 296-5895

お知らせ

住まいのボランティア事業
家具転倒防止金具取付
などを行います

まだ受けられます！
令和7年度特定健診・
いきいき長寿健診&
がん検診

埼玉土建(住宅センター比企
ホーク)では、災害対策の一環と
して、家具転倒防止金具の取付、
火災報知器の取付のボランティ
ア工事を実施します。次の募集
要項をご確認の上、お申し込み
ください。

くさい。
▼対象者 埼玉町にお住まいの方
▼工事内容 家具転倒防止金具
の取付(1軒3ヵ所まで)、火災
報知器取付(1軒2ヵ所まで)
※工事費無料(家具転倒防止の
金具、火災報知器の機器は実
費になります)

3月12日(木)
▼申込方法 電話にて申込くだ
さい。(平日午前10時～午後4時)

▼問合せ 住宅センター比企
ホーム比企郡ときがわ町玉川

9233-4(埼玉県土建比企西
部支部事務所内)
☎ 0493-166-1120
局での変更手続を行ってください。
自動車税(種別割)は、4月
1日時点の車検証上の所有者
(所有権が保留されているときは
使用者)に課税されます。手続
をしたときは、必ず管轄の運輸支
局へ変更手続を行ってください。

スケ
埼玉運輸支局登録関係ヘルプデ
スク

5050-15540-12026
「自動車税(種別割)について」

埼玉自動車税事務所
☎ 048-1658-10226
は何か～今あなた
にできること～」
を開催します。少
子高齢化や核家族
化が進む現在にお
いて、高齢世代が安心して生活
し、円滑に財産の継承ができるよ
う、終活に関するセミナー及び相
談会を開催します。

3月8日(日)午後1時
から令和11年3月31日まで
30分～3時セミナー終了後に
相談会を予約制で実施(組30
分程度)

県自動車税事務所
☎ 048-1658-10226
【自動車税(種別割)について】

埼玉運輸支局登録関係ヘルプデ
スク

埼玉運輸支局登録関係ヘルプデ
スク

埼玉運輸支局登録関係ヘルプデ
スク

埼玉運輸支局登録関係ヘルプデ
スク

今宿コミュニティセンターの指定管理者が
決まりました

決まりました

今宿コミュニティ
センター(指定管
理者:株式会社ク
リーン工房)は、

令和8年3月31日

をもって指定期間が満了となり
ます。令和7年12月に行われた

町議会にて、公益社団法人鳩山

町シルバー人材センターが次期の

指定管理者として指定の議決を

受けましたので、お知らせしま
す。

なお、利用方法等に変更はな
い

ございません。

▼指定期間 令和8年4月1日
から令和11年3月31日まで

▼問合せ 役場総務課
☎ 296-1214

は何か～今あなた
にできること～」
を開催します。少
子高齢化や核家族
化が進む現在にお
いて、高齢世代が安心して生活
し、円滑に財産の継承ができるよ
う、終活に関するセミナー及び相
談会を開催します。

3月8日(日)午後1時
から令和11年3月31日まで
30分～3時セミナー終了後に
相談会を予約制で実施(組30
分程度)

県自動車税事務所
☎ 048-1658-10226
【自動車税(種別割)について】

埼玉運輸支局登録関係ヘルプデ
スク

4月から「脳ドック」
のみ受診は対象外と
なります

人間ドック補助金
の対象外と

になります

から、国民健康保険及び後期高
齢者医療保険加入の方が「脳
ドックのみ」を受診された場合は
となります。

■補助対象となる健診

人間ドック(検査項目：質問票
・人間ドック検査項目：身体計測
(服装歴・喫煙歴等)、身体計測

（服装歴・喫煙歴等)、身体計測

青色切符制度が始まり

令和8年度交通災害 共済の申込受付

自転車の交通違反に
青色切符制度が始まり

令和8年4月1日より自転車の父
通違反に「交通反則通告制度(青
切符)」が導入されます。

近年、自転車と歩行者による交通
事故により加害者となり多額の賠償
金を支払う事例が発生しています。

埼玉県では平成30年4月1日より
被害者救護の確保と加害者の経済的
負担軽減の観点から、自転車
損害保険等の加入について一層の促進を図る必要があるため、埼玉県
自転車の安全な利用に関する条例を改定し、自転車利用者の義務化されています。

また、町では、小学6年生以下の児童と65歳以上の高齢者へ自転車用ヘルメットの購入について一部を補助しています。

自転車は道路交通法上は軽車両です、ゆとりをもって安全運転を心がけましょう。制度について詳しくは埼玉県警察公

式ホームページをご覧ください。
▼問合せ 役場地域創生環境課
☎ 2996-15894

令和9年3月31日
～令和8年4月1日
△共済会費 1人 500円 (中
途で加入する場合も同額)
△申込 2月2日 (月) から役
場地域創生環境課 (庁舎2階)、
役場東出張所 埼玉郵便局 埼玉
郵便局で随時受付
☎ 2996-15894

令和8年4月1日より自転車の父
通違反に「交通反則通告制度(青
切符)」が導入されます。

近年、自転車と歩行者による交通
事故により加害者となり多額の賠償
金を支払う事例が発生しています。

埼玉県では平成30年4月1日より
被害者救護の確保と加害者の経済的
負担軽減の観点から、自転車
損害保険等の加入について一層の促進を図る必要があるため、埼玉県
自転車の安全な利用に関する条例を改定し、自転車利用者の義務化されています。

また、町では、小学6年生以下の児童と65歳以上の高齢者へ自転車用ヘルメットの購入について一部を補助しています。

自転車は道路交通法上は軽車両です、ゆとりをもって安全運転を心がけましょう。制度について詳しくは埼玉県警察公

式ホームページをご覧ください。
▼問合せ 役場地域創生環境課
☎ 2996-15894

令和8年4月1日より自転車の父
通違反に「交通反則通告制度(青
切符)」が導入されます。

近年、自転車と歩行者による交通
事故により加害者となり多額の賠償
金を支払う事例が発生しています。

埼玉県では平成30年4月1日より
被害者救護の確保と加害者の経済的
負担軽減の観点から、自転車
損害保険等の加入について一層の促進を図る必要があるため、埼玉県
自転車の安全な利用に関する条例を改定し、自転車利用者の義務化されています。

また、町では、小学6年生以下の児童と65歳以上の高齢者へ自転車用ヘルメットの購入について一部を補助しています。

自転車は道路交通法上は軽車両です、ゆとりをもって安全運転を心がけましょう。制度について詳しくは埼玉県警察公

式ホームページをご覧ください。
▼問合せ 役場地域創生環境課
☎ 2996-15894

令和8年4月1日より自転車の父
通違反に「交通反則通告制度(青
切符)」が導入されます。

近年、自転車と歩行者による交通
事故により加害者となり多額の賠償
金を支払う事例が発生しています。

埼玉県では平成30年4月1日より
被害者救護の確保と加害者の経済的
負担軽減の観点から、自転車
損害保険等の加入について一層の促進を図る必要があるため、埼玉県
自転車の安全な利用に関する条例を改定し、自転車利用者の義務化されています。

また、町では、小学6年生以下の児童と65歳以上の高齢者へ自転車用ヘルメットの購入について一部を補助しています。

自転車は道路交通法上は軽車両です、ゆとりをもって安全運転を心がけましょう。制度について詳しくは埼玉県警察公

式ホームページをご覧ください。
▼問合せ 役場地域創生環境課
☎ 2996-15894

令和8年度交通災害 共済の申込受付

交通災害共済は、皆さんで会費

を出し合い、交通事故により負傷した加入者の方に見舞金をお支払いする相互扶助制度です。

令和9年3月31日
～令和8年4月1日
△共済会費 1人 500円 (中
途で加入する場合も同額)
△申込 2月2日 (月) から役
場地域創生環境課 (庁舎2階)、
役場東出張所 埼玉郵便局 埼玉
郵便局で随時受付
☎ 2996-15894

令和8年4月1日より自転車の父
通違反に「交通反則通告制度(青
切符)」が導入されます。

近年、自転車と歩行者による交通
事故により加害者となり多額の賠償
金を支払う事例が発生しています。

埼玉県では平成30年4月1日より
被害者救護の確保と加害者の経済的
負担軽減の観点から、自転車
損害保険等の加入について一層の促進を図る必要があるため、埼玉県
自転車の安全な利用に関する条例を改定し、自転車利用者の義務化されています。

また、町では、小学6年生以下の児童と65歳以上の高齢者へ自転車用ヘルメットの購入について一部を補助しています。

自転車は道路交通法上は軽車両です、ゆとりをもって安全運転を心がけましょう。制度について詳しくは埼玉県警察公

式ホームページをご覧ください。
▼問合せ 役場地域創生環境課
☎ 2996-15894

令和8年4月1日より自転車の父
通違反に「交通反則通告制度(青
切符)」が導入されます。

近年、自転車と歩行者による交通
事故により加害者となり多額の賠償
金を支払う事例が発生しています。

埼玉県では平成30年4月1日より
被害者救護の確保と加害者の経済的
負担軽減の観点から、自転車
損害保険等の加入について一層の促進を図る必要があるため、埼玉県
自転車の安全な利用に関する条例を改定し、自転車利用者の義務化されています。

また、町では、小学6年生以下の児童と65歳以上の高齢者へ自転車用ヘルメットの購入について一部を補助しています。

自転車は道路交通法上は軽車両です、ゆとりをもって安全運転を心がけましょう。制度について詳しくは埼玉県警察公

式ホームページをご覧ください。
▼問合せ 役場地域創生環境課
☎ 2996-15894

令和8年4月1日より自転車の父
通違反に「交通反則通告制度(青
切符)」が導入されます。

近年、自転車と歩行者による交通
事故により加害者となり多額の賠償
金を支払う事例が発生しています。

埼玉県では平成30年4月1日より
被害者救護の確保と加害者の経済的
負担軽減の観点から、自転車
損害保険等の加入について一層の促進を図る必要があるため、埼玉県
自転車の安全な利用に関する条例を改定し、自転車利用者の義務化されています。

また、町では、小学6年生以下の児童と65歳以上の高齢者へ自転車用ヘルメットの購入について一部を補助しています。

自転車は道路交通法上は軽車両です、ゆとりをもって安全運転を心がけましょう。制度について詳しくは埼玉県警察公

式ホームページをご覧ください。
▼問合せ 役場地域創生環境課
☎ 2996-15894

令和8年4月1日より自転車の父
通違反に「交通反則通告制度(青
切符)」が導入されます。

近年、自転車と歩行者による交通
事故により加害者となり多額の賠償
金を支払う事例が発生しています。

埼玉県では平成30年4月1日より
被害者救護の確保と加害者の経済的
負担軽減の観点から、自転車
損害保険等の加入について一層の促進を図る必要があるため、埼玉県
自転車の安全な利用に関する条例を改定し、自転車利用者の義務化されています。

また、町では、小学6年生以下の児童と65歳以上の高齢者へ自転車用ヘルメットの購入について一部を補助しています。

自転車は道路交通法上は軽車両です、ゆとりをもって安全運転を心がけましょう。制度について詳しくは埼玉県警察公

式ホームページをご覧ください。
▼問合せ 役場地域創生環境課
☎ 2996-15894

らない」ととており、次のとおり道路交通法の改正が行われています。

選任義務違反で罰則の引き上げ
あります。

反、公安委員会による解任命令違反で罰金50万円以下の罰金、選任届出義務違反は5万円以下の罰金

を出し合い、交通事故により負傷した加入者の方に見舞金をお支払いする相互扶助制度です。

令和9年3月31日
～令和8年4月1日
△共済会費 1人 500円 (中
途で加入する場合も同額)
△申込 2月2日 (月) から役
場地域創生環境課 (庁舎2階)、
役場東出張所 埼玉郵便局 埼玉
郵便局で随時受付
☎ 2996-15894

令和8年4月1日より自転車の父
通違反に「交通反則通告制度(青
切符)」が導入されます。

近年、自転車と歩行者による交通
事故により加害者となり多額の賠償
金を支払う事例が発生しています。

埼玉県では平成30年4月1日より
被害者救護の確保と加害者の経済的
負担軽減の観点から、自転車
損害保険等の加入について一層の促進を図る必要があるため、埼玉県
自転車の安全な利用に関する条例を改定し、自転車利用者の義務化されています。

また、町では、小学6年生以下の児童と65歳以上の高齢者へ自転車用ヘルメットの購入について一部を補助しています。

自転車は道路交通法上は軽車両です、ゆとりをもって安全運転を心がけましょう。制度について詳しくは埼玉県警察公

式ホームページをご覧ください。
▼問合せ 役場地域創生環境課
☎ 2996-15894

令和8年4月1日より自転車の父
通違反に「交通反則通告制度(青
切符)」が導入されます。

近年、自転車と歩行者による交通
事故により加害者となり多額の賠償
金を支払う事例が発生しています。

埼玉県では平成30年4月1日より
被害者救護の確保と加害者の経済的
負担軽減の観点から、自転車
損害保険等の加入について一層の促進を図る必要があるため、埼玉県
自転車の安全な利用に関する条例を改定し、自転車利用者の義務化されています。

また、町では、小学6年生以下の児童と65歳以上の高齢者へ自転車用ヘルメットの購入について一部を補助しています。

自転車は道路交通法上は軽車両です、ゆとりをもって安全運転を心がけましょう。制度について詳しくは埼玉県警察公

式ホームページをご覧ください。
▼問合せ 役場地域創生環境課
☎ 2996-15894

令和8年4月1日より自転車の父
通違反に「交通反則通告制度(青
切符)」が導入されます。

近年、自転車と歩行者による交通
事故により加害者となり多額の賠償
金を支払う事例が発生しています。

埼玉県では平成30年4月1日より
被害者救護の確保と加害者の経済的
負担軽減の観点から、自転車
損害保険等の加入について一層の促進を図る必要があるため、埼玉県
自転車の安全な利用に関する条例を改定し、自転車利用者の義務化されています。

また、町では、小学6年生以下の児童と65歳以上の高齢者へ自転車用ヘルメットの購入について一部を補助しています。

自転車は道路交通法上は軽車両です、ゆとりをもって安全運転を心がけましょう。制度について詳しくは埼玉県警察公

式ホームページをご覧ください。
▼問合せ 役場地域創生環境課
☎ 2996-15894

令和8年4月1日より自転車の父
通違反に「交通反則通告制度(青
切符)」が導入されます。

近年、自転車と歩行者による交通
事故により加害者となり多額の賠償
金を支払う事例が発生しています。

簡単・高収入など
を売りにしている広告には注意してください。

Twitter等のSNSで実行犯を募集しているかもしれません。され
ば、荷受代行・荷物転送

は絶対にしないでください。それ
は犯罪に利用されるかもしれません。

この他にも詐欺グループがX(旧
#即日即金)「#受け子」、「#ホ
ワイト案件」などの書き込みは、
特殊詐欺の実行犯募集に関する書

類があります。個人情報を抑えられ、脅迫され
恐怖に支配されてしまします。

また、闇サイトに応募してしま
った人、抜け出したいのに抜け
られない人は、「警察相談専用電
話#9110(ダイヤル回線及
び一部のIP電話からは048-
822-9110)又はお近くの
警察署」まで相談してください。

▼問合せ 役場地域創生環境課
☎ 2996-15894

怪しい副業・アルバイトに注意!

有料広告掲載スペース